

会員サービス規約

一般社団法人日本Web3ツーリズム協会

第1条（目的及び適用範囲）

1. この会員サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人日本Web3ツーリズム協会（以下「当協会」といいます。）が会員に提供する会員サービスの内容及び利用条件を定めるものとし、会員サービスの提供及び利用に関する一切の關係に適用されるものとしします。
2. 当協会は、会員サービスごとに、別途利用約款、利用上の注意その他の規定（以下「個別規定」といいます。）を定めることがあるものとしします。この場合、会員は個別規定にも同意のうえ当該会員サービスを利用するものとし、本規約と個別規定の定めが異なるときは、個別規定が優先するものとしします。

第2条（定義）

1. 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとするものとしします。
 - (1) 「会員サービス」とは、当協会のウェブサイト（<https://nfttourism.net/>。以下「当協会HP」といいます。）の「会員サービス」ページ中「会員サービスメニューの詳細」に記載するセミナー、各種イベントその他のサービスをいうものとしします。
 - (2) 「会員」とは、本規約に同意のうえ当協会所定の方法により入会を申し込み、当協会がこれを承諾した個人又は法人をいうものとしします。
2. 会員は、当協会の定款に定める正会員、賛助会員その他の会員とは異なるものとし、会員資格により、当協会の社員総会における議決権その他社員としての権利を取得しないものとしします。

第3条（入会）

1. 入会を希望する者は、本規約に同意のうえ、当協会所定の入会申込フォームに必要事項（以下「登録情報」といいます。）を正確に記載して送信することにより、入会の申込みを行うものとしします。
2. 当協会は、入会を申し込んだ者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承諾しないことがあるものとし、その理由を開示する義務を負わないものとしします。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 過去に本規約の違反等により会員資格を取り消されたことがある場合
 - (3) 反社会的勢力に該当し、又は第18条第1項の表明若しくは確約に反するおそれがあると当協会が判断した場合

- (4) 入会により、当協会若しくは他の会員に不利益が生じ、又は当協会の信用若しくは会員サービスの運営に支障が生じるおそれがあると当協会が判断した場合
 - (5) 会員サービスを、営業、勧誘その他本来の目的以外の目的で利用するおそれがあると当協会が判断した場合
 - (6) その他当協会が入会を不相当と判断した場合
3. 入会は、当協会が申込みを承諾し、第7条に定める入会金及び年会費の入金を確認した時に成立するものとします。

第4条（登録情報の変更）

- 1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当協会所定の方法により変更の手続を行うものとします。
- 2. 会員が前項の手続を怠ったこと又は登録情報に不備があったことにより不利益を被った場合であっても、当協会は、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第5条（通知）

- 1. 当協会から会員への通知は、当協会HPへの掲載、電子メールの送信その他当協会が適当と判断する方法により行うものとします。
- 2. 前項の通知は、当協会HPに掲載する場合は掲載した時に、電子メールを送信する場合は登録されたメールアドレスに送信した時に、会員に到達したものとみなすものとします。

第6条（本規約の変更）

- 1. 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定に基づき、会員の個別の同意を得ることなく本規約を変更できるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2. 当協会は、前項により本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の相当期間前（原則として1か月前）までに、当協会HPへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。

第7条（入会金、年会費及び諸費用）

- 1. 会員サービスの利用を申し込む者は、入会の申込みのうえ、次の入会金及び年会費（いずれも消費税

別)を事前に当協会に支払うものとします。

(1) 入会金：30,000円

(2) 年会費

① 個人会員：50,000円

② 法人会員（社員数199名以下）：150,000円

③ 法人会員（社員数200名以上）：300,000円

2. 前項の法人会員の社員数は、入会の場合は入会申込みの時点、更新の場合は更新月の前月の時点の社員数を基準とするものとします。

3. 入会金は、初年度の入会時に限り支払うものとし、更新時には要しないものとします。

4. 入会金及び年会費は、当協会が指定する銀行口座への振込みにより支払うものとし、振込手数料は会員の負担とするものとします。支払期限は、原則として、入会の場合は入会月の前月末日、更新の場合は更新月の前月末日とするものとします。

5. オンラインイベント等へのアクセスに要する通信料・接続料、各種サービスへの応募に要する郵便料金、電話料金、リアルイベントに参加するための交通費その他これらに類する費用は、会員の負担とするものとします。

第8条（契約期間及び更新）

1. 会員サービスの契約期間は、当協会が入会金及び年会費の入金を確認した日の属する月の翌月初日から1年間とするものとします。

2. 契約は、前条第4項に定める支払期限までに会員が次期の年会費を支払い、当協会がその入金を確認のうえ更新を承認した場合に限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とするものとします。

3. 契約期間の満了までに前項の入金確認及び承認がない場合、会員資格は契約期間の満了をもって終了するものとします。

第9条（退会）

1. 会員は、当協会所定の方法により届け出ることにより、退会することができるものとします。退会は、当協会が所定の退会手続を完了した時に効力を生じるものとします。

2. 契約期間の途中で退会した場合（第14条又は第18条により会員資格を取り消された場合を含みます。）、当協会は、支払済みの入会金及び年会費を返金しないものとします。

第10条（会員情報の取扱い）

当協会は、会員の個人情報を、当協会HPに掲載する「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとし

ます。

第11条（ユーザID及びパスワードの管理）

1. 会員は、ユーザID及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、第三者に知られることのないよう、定期的に変更する等の措置を講じるものとします。
2. 当協会は、入力されたユーザID及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員本人による利用があったものとみなすものとし、盗用、不正使用その他の事情により会員以外の者が利用した場合であっても、これにより生じた損害について、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第12条（禁止事項）

会員は、会員サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 法令、本規約又は個別規定に違反する行為
- (2) 当協会、会員サービスの提供に関与する事業者その他の第三者の権利、利益、名誉、信用等を侵害する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 他の会員その他の第三者に迷惑又は不快感を与える行為
- (5) 虚偽の情報を発信する行為
- (6) セミナー、イベント等の資料、映像その他のコンテンツを、当協会の事前の書面による承諾なく、録画、録音、撮影、複製、転載若しくは配布し、又はSNS等に投稿する行為
- (7) 会員サービスを利用して、他の会員その他の参加者に対し、営業、勧誘（暗号資産、有価証券その他の金融商品又は投資案件に関する勧誘を含みます。）、宗教活動又は政治活動を行う行為
- (8) 当協会のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスし、又は会員サービスの運営を妨害する行為
- (9) ユーザID及びパスワードを第三者に貸与若しくは譲渡し、又は第三者と共用する行為
- (10) 他の会員、当協会の役職員その他の第三者になりすます行為
- (11) 当協会の名称、ロゴ等を当協会の事前の書面による承諾なく使用し、又は当協会と提携若しくは推薦の関係にあるかのように表示する行為
- (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (13) その他当協会が不適切と判断する行為

第13条（会員サービスの中断・停止）

1. 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく、会員サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止できるものとします。
 - (1) システムの緊急保守を行う場合
 - (2) システムに負荷が集中した場合
 - (3) 会員のセキュリティを確保する必要があるが生じた場合
 - (4) 天災地変、感染症の流行その他の不可抗力により会員サービスの提供が困難となった場合
 - (5) その他会員サービスの運営上必要があると当協会が判断した場合
2. 前項の措置により会員に損害が生じた場合であっても、当協会は、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第14条（会員資格の停止・取消し）

1. 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、当該会員による会員サービスの利用停止、当該会員のユーザID及びパスワードの変更又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。
 - (1) 法令又は本規約に違反した場合
 - (2) 会員サービスの利用に関して不正行為があった場合
 - (3) 入会申込みの内容又は登録情報に虚偽があった場合
 - (4) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがある等、会員のセキュリティを確保するために必要な場合
 - (5) その他当協会が会員として不適当と判断した場合
2. 前項の措置により会員に損害が生じた場合であっても、当協会は、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第15条（会員サービスの変更・廃止）

1. 当協会は、その判断により、会員サービスの全部又は一部を変更又は廃止できるものとします。
2. 当協会は、会員サービスの重要な変更又は廃止を行う場合、事前に第5条に定める方法により会員に通知するものとします。

第16条（自己責任・免責）

1. 会員が会員サービスの利用を通じて第三者と取引を行う場合、会員は、取引条件等を十分に確認のうえ、自らの責任において当該取引を行うものとします。商品・サービスの受渡し、対価の支払、品質の保証その他取引に関する一切の事項は、会員と当該第三者との間で解決するものとし、当協会は、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、当該取引について責任を負わないものとします。

2. 会員は、Web3、暗号資産等に関する法令が整備の途上にあること、暗号資産の価格が変動すること、及び技術の進展により事業環境が随時変化することを理解のうえ、会員サービスを利用するものとし、当協会が主催するセミナー等で提供する情報は、特定の投資、取引等を勧誘又は推奨するものではないものとし、当協会は、当協会の故意又は重大な過失による場合を除き、当該情報に基づく会員の判断により生じた経済的損失等について責任を負わないものとし、
3. 本規約において当協会が責任を負わない旨を定める規定は、当協会の故意又は重大な過失による場合には適用しないものとし、また、会員が消費者契約法上の消費者に該当する場合において、当協会の過失（重大な過失を除きます。）により当該会員に損害が生じたときは、当協会は、当該会員が当協会に支払った直近1年分の年会費の額を上限として、その損害を賠償するものとし、

第17条（損害賠償）

会員は、本規約に違反し、又は不正若しくは違法な行為により当協会又は第三者に損害を与えた場合、その損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとし、

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、入会にあたり、次の各号に定める事項に現在該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
 - (1) 自らが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力若しくは詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為をいいます。）を常習的に行い、又はこれにより自らの目的を達成することを常習とする集団若しくは個人（以下併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供与等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (8) 自己の代表者、役員、主要な職員又は経営に実質的に関与している者が、贈賄、独占禁止法違反、

談合、不正行為、契約違反その他の違反により逮捕、書類送検又は起訴されることがないこと

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて当協会の業務を妨害し、又は当協会の信用を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当協会は、会員が反社会的勢力に該当し（入会後に該当することとなった場合を含みます。）、第1項の表明若しくは確約に反し、若しくは虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

4. 前項により会員資格を取り消された会員は、当該措置について異議を申し立てることができないものとします。当協会は、支払済みの入会金及び年会費を返金しないものとします。また、当該措置により当該会員に損害が生じた場合であっても当協会は責任を負わないものとし、当協会に損害が生じた場合は、当該会員がこれを賠償するものとします。

第19条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、当協会の事前の書面による承諾なく、会員としての地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することができないものとします。

第20条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、引き続き効力を有するものとします。

第21条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約又は会員サービスに関して会員と当協会との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

1. 本規約は、2026年10月1日に制定するものとします。

2. 本規約は、2026年10月19日に改定するものとします。
3. 本規約は、2026年12月1日から施行するものとします。